

一般社団法人日本腹部放射線学会

定款施行細則

(学術集会長)

- 第1条 理事会は学術大会長（以下「当番世話人」とする。）1名を選任する。
- 2 当番世話人は理事会の委任に基づき学術集会を主催する。
 - 3 当番世話人は任期中、理事会に出席することができる。
 - 4 当番世話人の任期は、定期学術集会終了の翌日より、次の定期学術集会までとする。
 - 5 学術集会に関する事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める学術集会規則による。

(会 費)

- 第2条 年会費は、次のように定める。
- (1) 正会員：8,000円
 - (2) 賛助会員：一口、100,000円
- 2 会費は当年度の4月30日までに納めなければならない。

(評議員の選出)

- 第3条 資格は原則として5年以上継続した正会員で、その年の4月30日現在で満65歳未満の者が有する。
- 2 理事・監事および評議員は新たに評議員を推薦できる。推薦する場合は、所定書類を推薦理由書とともに、事務所へ提出するものとする。
 - 3 正会員としての継続期間が5年に満たない場合であっても、理事会で必要と認めた場合は評議員候補者になり得る。
 - 4 評議員は、本学会への貢献度、過去の業績や地域性などが総合的な評価され、社員総会の決議により選任する。
 - 5 同一施設の評議員上限数は原則として2名（2名の場合は、GI、GU の1名ずつが好ましい。また、分院などは別施設扱い）とする。但し、異動により2名を超える場合はこの限りではない。

(代表理事・理事および監事の選出)

- 第4条 理事及び監事は、評議員の中からその候補者を選出し、社員総会の決議により選任する。ただし、理事はその年の4月30日現在で満65歳未満の者でなければならない。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
 - 3 理事会は、理事のうちから2名以内の副代表理事を選任することができる。
 - 4 代表理事に事故がある場合は理事会で新たに選出する。この場合の任期は前任者の残任期間とする。
 - 5 監事は評議員の中から2名～4名、理事会で推薦する。

(評議員の解任)

- 第5条 本研究会及び社員総会に理由なく5回連続して欠席したとき。

(顧問)

第6条 65歳以上の代表理事の経験者で、理事会の推薦にもとづき、社員総会の承認を受けたものの。

- 2 顧問は役員の選挙権および被選挙権をもたない。役員が顧問になった場合は役員の資格を失う。
- 3 顧問は社員総会に参加できるが、議決権をもたない。
- 4 顧問は原則 70 歳までは理事会・評議員会にも参加できるが、議決権をもたない。
- 5 顧問の会費は任意とする。

(名誉会員)

第7条 65歳以上の役員の経験者または本会に特に貢献が大きい研究者の中で、理事会の推薦にもとづき、社員総会の承認を受けたものの。

- 2 名誉会員は役員の選挙権および被選挙権をもたない。役員が名誉会員になった場合は役員の資格を失う。
- 3 名誉会員は社員総会に参加できるが、議決権をもたない。
- 4 名誉会員の会費は免除する。ただし、本人の希望により任意に会費を納入することができる。
- 5 名誉会員の学術集会の参加費は免除する。

(功労会員)

第8条 功労会員は次に掲げる条件を満たす評議員を理事会で推薦し、社員総会の承認を受けたものの。

(1) 10年以上の評議員経験者で、社員総会の出席率が過去10年に80%以上のもの。

(2) 学術大会長（世話人）の経験を有する65歳以上のもの。

- 2 功労会員は評議員の選挙権および被選挙権をもたない。評議員が功労会員になった場合は評議員の資格を失う。
- 3 功労会員は社員総会に参加できるが、議決権をもたない。
- 4 功労会員の会費は免除する。ただし、本人の希望により任意に会費を納入することができる。
- 5 功労会員の学術集会の参加費は免除する。

(学生会員)

第9条 申し込み、および更新には身分証明書または在学を証明するものを提示する。

- 2 有資格期間は最長5年間とする。
- 3 学生会員は評議員の選挙権、被選挙権をもたない。

(委員会)

第10条 委員会の組織及び運営については、別に定める。

- 2 メールリングリストを用いた電子メールによる会議を委員会とすることができる。

(変更)

第11条 本細則を変更するには、理事会で議決のうえ、理事会の承認を要する。

第12条 この細則に定めのないものはその都度理事会で決定する。